

新大綱策定会議メンバーからの提出資料

2012年5月20日

## 第19回新大綱策定会議審議についての意見

委員 浅岡美恵

第19回会議に出席できませんので、書面で意見を提出します。

### 第1 第19回議題 3「原子力と地域社会の共生について」について

#### 1、議題の設定についての意見

原子力委員会事務局から当委員への通知はありませんが、ホームページによれば、第19回会合の議題に「原子力と地域社会の共生」が予定されているようです。第18回会合で「議案隠し」と報道された「原子力利用の取り組みと、国民・地域社会との共生に向けて」に代わる議題ではないかと思われませんが、二つの点で不適切です。

第1には、福島事故を経験した今、原子力委員会とその新大綱策定会議において議論すべきは、原発の立地・稼動を前提としての「原子力と地域社会の共生」の前提としての、「原発の立地、稼動にかかる地域社会との合意形成のあり方」でなければならないと思います。

第2に、「地域」社会だけでなく、広く「国民」を対象にした議論も必要です。

これらの視点は、これまでも新政策大綱における課題として議論すべきと提起してきましたが、その趣旨が理解されていないように思われますので、再度提起します。大飯原発に代表される昨今の再稼動の是非をめぐる問題は、その具体的あり方の断面に過ぎず、この問題を回避しての「原発と地域社会の共生」はありえないと思います。関西広域連合の知事・市長の指摘は国民の肌感覚を代弁していると思います。

#### 2、改めて「地域」の定義が必要な「原子力利用」とその定義について

原子力立地、稼動にかかる「地域社会」の定義は、福島事故以前の原子力発電事業者と一部自治体とに限定した既存の協議体制を前提とするのではなく、事故を踏まえて改められるべきは当然ではないでしょうか。

また、原発事故の影響の地域的範囲について、原発立地以前から存する行政区区分によることは合理性がないともいうまでもありません。同心円の地理的条件がすべてではないとしても、行政区分で既存のルールではより危険性が高いことが明白な地域が無視されていることへの合理的説明はいまだありません。

大飯原発の再稼動問題について、滋賀県知事や京都府知事の要請に対して、政府のなかには、大飯町及び福井県以外の自治体や知事の関与を定めた規定がないことを理由として、その同意を得る必要がないとする発言がみられます。しかし、事故が生じたときに放射能汚染等の暴露や事業・生活への影響の及ぶおそれのある範囲を基本とし、その

地域住民及び同地域を管轄する自治体を対象として、国及び電力事業者のこれらの自治体に対する義務、これらの自治体の権限と原子力立地及び稼働の判断へ関与の方式をつくる必要性はもともとあったものを、安全神話によって議論さえ封じてきたものです。

しかも、第14回会議での意見書に記載したとおり、事故前の立地審査指針における「仮想事故」想定は、放射能汚染が生じないことを前提にしていた（国会事故調査委員会における班目原子力安全委員会委員長発言）ものでした。福島事故を経験した後には根本的に改められるべきはいうまでもありません。近藤委員長は、「再稼働問題はここで議論することではない」と議論を避けてきましたが、この問題の解決なしに、今後の原子力利用のあり方を考えることはできないものです。

また、今回は、電力事業者と当該自治体との任意の協議に委ねるのではなく、法的制度とすべきです。

その結果、これまで原子力発電所がその地域の経済基盤の中核となってきた地域への影響が生じ、新たな経済的社会的基盤を必要とする場合、それまでの移行を支援する政策は当然ですが、そうした地域も危険性に直面しているのであり、安全性を慎重に判断し、自由な選択が担保されなければなりません。

3、今回の事故は回避できた可能性を示す事実が次々と明らかになっています。

5月15日～17日の各紙の報道によれば、原子力安全・保安院と東京電力が、福島第1原発が津波で電源喪失の恐れがあると認識していたこと、大飯原発についても、保安院と電力5社との勉強会で全電源喪失などの被害が生じることが指摘されていたにもかかわらず、対応されず、今回の事故に至りました。

単に対応してこなかったというだけでなく、5月18日、各紙が、2006年の「耐震設計審査基準の見直し」に関して、保安院は既存原発への適用の必要はないとし、原子力安全委員会に対しても同様の意見の表明を求め、実際に安全委員会はそのように決定していたことを伝えています。この事実は、極めて重要です。



保安院からの安全委員会への通知は、以下のようです。

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改定に向けて注意すべき点

平成 18 年 4 月

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下「指針」）改定により、旧指針では「災害の防止上支障がない」という4号要件の審査基準として不合理になったことを意味するものでないことを明示することが必要。

明示しない場合は、

- (1) 既設原子炉が、「現在の知見に照らせば、もはや不合理又は合理性の証明できない基準に基づいて安全審査され、設置許可を受けたものである」ことを明確に否定はできない状態が達成する。

(略)

この指示を受け、原子力安全委員会は、以下のように決定していました。

**「耐震設計審査指針」の改訂を機に実施を要望する既設の  
発電用原子炉施設等に関する耐震安全性の確認について**

18安委第60号  
平成18年9月19日  
原子力安全委員会決定

(中略)

なお、今般改訂等がなされた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」をはじめとする原子力施設の耐震安全性に関する記述を含む安全審査指針類については、今後の安全審査等に用いることを第一義的な目的としており、指針類の改訂等がなされたからといって、既設の原子力施設の耐震設計方針に関する安全審査のやり直しを必要とするものでもなければ、個別の原子炉施設の設置許可又は各種の事業許可等を無効とするものでもない。すなわち、上述の既設の原子力施設に関する耐震安全性の確認は、あくまでも法令に基づく規制行為の外側で、原子炉設置者等の原子力事業者が自主的に実施すべき活動として位置づけられるべきであるものの、当委員会としては、既設の原子力施設の耐震安全性の一層の向上に資する観点から、行政庁による対応について、その着実な実施を特に求めるものである。

(後略)

訴訟や地震研究の成果などから、渋々、安全性を検討し、規制を強化したかに見せつつ、既存不適格原発の存在が堂々と認められてきたわけです。その結果が、今も10万人を超える人々が移住を余儀なくされている福島第一原発の事故といえます。背後に、推進と規制、電力・原子炉製造事業者等とが一体となった原子力行政があったことを国民が見抜いているわけです。

安全基準だけでなく、安全基準の策定過程、原発に近い地域の社会はもとより広く国民との関係で、情報を公開し、理解を深め、議論を経て了解を得ていくというプロセスが必要でしたが、実際にはその対極のプロセスがとられてきました。誠に不適切であったというほかありません。この感覚は健全な一般通常人の感覚として、今日の「世論」として現れているものに他ならないのではないのでしょうか。

このような経過を経て今日に至っているのですから、福島事故後の既設原発の再稼働には、少なくとも、原子力の専門家と自負する人々によって安全基準を根本的に見直し、改定の理由と根拠を国民に開示し、直接放射能汚染という深刻な影響を受けるおそれのある関係者の範囲とその原子力の立地及び稼働、停止に対する権限を合意し、一つひとつの原発についてそのプロセスを経ていくことが不可欠です。

福島事故を踏まえた国の原子力発電の利用の大前提として、これらの手続きを含めた新たなルールの「バック・フィット」が不可欠であり、国民の再稼働問題への政府や電力会社、一部自治体への強い批判の根拠はここにあるのではないかと。

にもかかわらず、政治の責任で稼働を判断するとする動きとこれに追随する原子力委員会とすれば、国や一部自治体、電力事業者の、利益誘導と、原子力利用については、いまも、「知らしむべからず、依らしむべし」とのこれまでの政策方針が変わっていないことを国民に一層印象付けるだけです。

福島事故後、国民の原子力安全・保安院と原子力安全委員会への信頼は失墜しましたが、バック・フィット制度の導入も提言したことがなかった原子力委員会もまた然りです。新大綱策定において、原子力利用の推進の観点からしか議論をしようとする委員会ではなく、原子力利用の前提として必要不可欠な手続きは何かを、国民目線、危険性のなかにいる住民目線でゼロから議論する姿勢に転換することを求めます。

第2、第18回会合で要請した調査の結果を書面で提示されたく、要請します。

1、前述の、2006年の耐震設計審査基準をめぐる保安院と安全委員会の対応は、組織としての独立性と「科学の専門家」の倫理を問う事件です。

原子力保安院と原子力委員会のこのような関係も、原子力委員会における原子力委員・事務局と事務局内の電力会社及びメーカーからの出向者を介した電力事業者及びメーカーの関係と同様の問題に由来するのではないのでしょうか。第13回会議や第18回会議で金子委員や伴委員から指摘されてきたことでもあります。

2、原子力委員会についてみれば、近藤委員長は委員構成などにバランスに配慮してきたと述べている（第14回）が、委員の大半を原子力関係者で占められており、申し訳程度の配慮に過ぎない。

また、私のような委員には会議の前日といった直前に議題と資料が送信されるに過ぎず、第19回会合の予定もいまだ連絡はありません。議事運営において、議題として確定する前段階での議案検討過程こそが重要であることはいうまでもありません。

第18回会議での毎日新聞報道に関連しての委員長及び事務局の釈明は、本策定会議の企画運営段階での、原子力委員会委員と事務局の議案の形成と資料の準備段階での一

端を窺わせるものでしたが、不知と答えられた部分がありました。そこで、会議で調査をお願いし、検討するとお聞きしているところですので、第19回会合までに書面で事実経過を開示いただきたい。自浄能力の有無は、原子力委員会の運営の公正性、国民の信頼性にかかる問題であるので、調査のうえ、以下の点を書面で明らかにされるよう求めます。

- 1) 電力会社からの出向4人とメーカーからの出向3人がいることは明らかにされたが、原子力委員会事務局の部局・セクター名とそれぞれの役割、各セクターの人数とセクター名、上記出向事務局の所属部局・セクター及び出向者の給与の負担者を明らかにされたい。
- 2) 5月8日及び9日の報道のうち、委員長がメモを事務局に提示したとのことであるが、メモの内容、その提示先、事務局以外の誰に提示し、誰からどのような応答があったのかを解明されたい。
- 3) 結局、第18回会議には、「国民や地域との共生」にかかる議題は提示されなかった。誰のどこでの決定によるものかを明らかにされたい。

3、第18回会合で、それまで「重要政策課題の論点整理（案）」と題して提示されてきた会議資料について、委員長は、第17回会議資料から、「委員の意見集」に変えたとの説明をされました。そのような協議も説明もなかったが、単なる「意見集」ではないことは前回指摘したとおりです。論点整理（案）と題する文書を、いつ誰との協議において、どのような趣旨で変更されたのかを明らかにされるよう求めます。

(1) 「核燃料サイクル政策選択肢の評価について」

1. この間、新大綱策定会議の文書および近藤委員長の発言において、「原子力発電への依存度低減の基本方針」は何度も確認されています。本会議の文書「原子力利用の取組に係る国民・地域社会との共生に向けて」でも同様の趣旨が述べられています。ところが、本会議の主たる検討対象である核燃料サイクルの選択肢に関する文書ではこうした表現はほとんど出てこないのはなぜなのでしょう、理由を説明していただきたい。

これは、2030年時点において原子力発電の比率を35%とする原子力比率Ⅰのシナリオを無理矢理入れていることと密接に関係していると考えられます。もし「原子力発電への依存度低減の基本方針」を前提とするならば、「まとめ」10頁の図にある原子力比率Ⅰは緩やかな上昇線を示していることが、説明できなくなってしまうからです。

- 「まとめ」の文書に、「原子力発電への依存度低減の基本方針」に基づくとの趣旨を書き入れることを求めます。
- つぎに、誰が見ても明らかに分かるように、原発依存度低減の方針から外れる原子力比率Ⅰ（35%）を選択肢から取り除くことを求めます。論理的に成り立たず、図で見てもあまりに明白なので、私は恥ずかしくてとても支持できません。
- 15%の原子力比率Ⅲが入ったことは評価します。しかし、稼働率80%は実績値とあまりにかけ離れており、また原発コスト計算の際に採用した稼働率70%とも整合がとれておりません。論理整合性を考えるならば、70%にそろえるべきです。

2. 「留保」シナリオについて、事業の継続性とプルサーマルの実現性について検証するとありますが、主体が「国」となっています。「国」という表現は非常に曖昧で問題です。国の原子力安全規制機関に関する信頼が失われているからです。前回要望したように、少なくとも事業の継続性に関しては（電力会社や原子炉メーカーとは利害関係のない）公認会計士などの専門家を入れた第3者委員会によって行われるべきであると考えます。

3. 「もんじゅ」に関しては、すでに度重なる事故によって15年たっても稼働していません。しかも、「もんじゅ」は施設の老朽化が進んでいるうえに、最近では活断層問題が浮上しております。言うまでもなく、高速増殖炉に関しては各国がつぎつぎと撤退している状況もあります。もはや事業として見通しが立たない状況であるにもかかわらず、現実の事業に関する分析もないまま、抽象的な政策選択肢に乗せてしまうことは重大な問題をはらんでいます。福島県民および近隣地域の被害が放置されながら、これ以上、多額の税金を投入することは倫理的に許されないからです。何よりやるべきことは、これまで「もんじゅ」にかかった毎年の費用と内訳を詳しく情報開示することです。また今後、稼働しないまま事業を継続した場合と中止した場合にかかる費用をきちんと出して比較するべきです。



## (2) 「原子力利用の取組に係る国民・地域社会との共生に向けて」について

1. (1) 「被災地の復旧・復興に関して」は非常に問題がある文章です。

●この文章では「国」が主体になっていますが、何より事業者（東京電力）の無責任ぶりを免罪しています。二本松のゴルフ場の経営者が東京電力に除染（原状回復と費用負担）を求めた訴訟に対して、東京電力は自らがばらまいた放射性物質を「無主物」と主張しております。たしかに(3)－2において、事業者は「事故時においても地域住民や国民の安全を確保することが必須である」と書かれていますが、現実は全く逆です。被害をもたらした事業者（東京電力）の責任を文書の冒頭からより明確にすべきです。

●さらに、東京電力と原子力損害賠償支援機構による総合特別事業計画では、避難指示解除準備区域を含めて 20mSv 未満は住民が全員帰宅することを前提に賠償費用の再計算を行っています。しかも、この事業計画は除染費用を一切計上していません。その結果、事業計画は 4,344 億円の賠償費用を削減しています。これは事実上、東京電力は 20mSv 未満を一切除染せず、負担を負わないことを意味していると考えられます。これは、事故後、原子力安全委員会が学校・幼稚園の校庭の放射線量の許容水準を 1 mSv から 20 mSv に引き上げたことなども符合しております。福島県民を深刻な放射能被害をもたらし、放置している事態の責任はまず東京電力が負うべきです。

●総合特別事業計画は、国会決議を無視して、「原子力事業者を債務超過にしない」との規定を含む 2011 年 6 月 14 日の閣議決定をそのまま再掲載しており、東京電力を潰さないために福島県民および周辺地域の住民を見殺しにしていると考えられます。東京電力は解体・売却されても、福島県の現状回復に努めるべきです。それができないならば、相応の損害賠償保険に加入するか、原発から全面撤退すべきです。

●一方で、文書で主体とされている「国」は何をしているのでしょうか。福島第 1 原発周辺地域だけでなく、放射性物質の「汚染状況重点調査地域」に指定された岩手、宮城、福島 3 県の 53 市町村でも、それぞれ除染実施計画を策定し、多くは昨年度中に計画案を提出しましたが、補助金受給に必要な国の承認はゼロです（河北新報 2012 年 5 月 21 日付）。実際には、国が率先して住民のために除染をするのではなく、被害は放置されています。

●賠償費用の負担についても国民の合意のないまま、東京電力および電力会社は、電力料金で利用者に負担させようとしています。電力 11 社は賠償支援機構に一般負担金を支払っており、東電の場合は、それに加えて電力料金値上げであがる収益から特別負担金を支払っています。電力 11 社が 10 年間で支払う金額は合計約 2 兆 8000 億円、そのうち東電は約 1 兆 7000 億円と想定されています。事故を引き起こしても利用者への負担で賠償費用を支払えとすれば、深刻なモラルハザードを引き起こします。これは、明らかに原子力損害賠償法の見直し論議に逆行しています。

2. (2) の「原子力防災対策の抜本的見直し」における情報ネットワークシステムの構築、や (5) 「双方向的コミュニケーションの充実」などが必要とされるのはその通りです。し

かし、では Speedi がなぜ隠されたのか、また、なぜ放射線量測定が十分になされず情報も隠されたのかに関して解明もなく、(4) を含めて「抜本的」にどう見直すかも書かれておりません。具体的に起きた問題に誠実に答えるべきです。

3. この文章において問題なのは、周辺地域の定義がないことです。この福島第 1 原発事故が地域との関係でもたらしたものは、狭い意味での立地自治体の範囲を超えて、大量の放射能が飛散し被害をもたらしたことです。大量に放射性物質が飛散すると、どこかで高濃縮するので、30 キロ圏だけでなく、100 キロ圏でも深刻な被害が発生します。たとえば、最近でも千葉県で、4月 10 日現在、焼却灰の埋め立て基準 8000Bq/kg を超える焼却灰が 4000 トンもたまっています(共同通信 2012 年 5 月 21 日配信)。事故後、100 Bq/kg から 8000Bq/kg へと(恣意的に)高められたので、100 ベクレル超で考えれば、もっと大量の放射能汚染焼却灰があるはずで

4. 文書では、周辺自治体を含めて地元自治体の協議体にどのような権限を与えるかが不明確であることです。福島第 1 原発事故を踏まえるならば、新しい安全基準に基づいて、周辺自治体に立ち入り調査権を含めた原子力協定を結ぶようにすべきです。また、この間の大飯原発の再稼働問題の経緯を見れば明らかなように、こうした担保がなければ、問題の解決は困難だと考えられます。本会議では再稼働問題を議論しないとしていますが、それでは「地域との共生」について実のある議論ができません。

5. 2006 年の「耐震設計審査基準の見直し」に関して、原子力安全・保安院が原子力安全委員会に対して、既存原発への適用の必要性はないと意見表明を求めたことが明らかになっています。バックフィットの義務づけを明確にすべきです。

6. (6) の「国民のための学習機会の整備・充実」については、「安全神話」を垂れ流してきたことへの反省がなく非常に問題があります。この間の広報活動において「やらせ問題」が発生したことの総括がありません。こうした広報活動はただちに止め、周辺自治体の協議会主導のリスクコミュニケーションに費用を振り替えるべきです。さらに電力会社および電事連の広告費だけでなく、外郭団体を使ったメディア対策も問題にすべきです。たとえば、原子力文化振興財団は資源エネルギー庁の原発立地振興費を獲得し、メディアや広告代理店に委託していますが、これも止めるべきです。また、文科省の原子力教育支援事業の一貫として出されていた、地震や津波にたえる原発を宣伝する「わくわく原子力ランド」もひどい内容でしたが、その後出た「放射線について考えてみよう」も、放射能被害を「不安障害」や「心身症」であるかのように扱う低レベルなものです。文書には、安全神話を流し続けてきたことへの反省がありません。学校における原子力教育のあり方について真剣な検証が必要です。

平成 24 年 5 月 23 日

原子力委員会 新大綱策定会議（第 19 回）への資料提出

全国原子力発電所所在市町村協議会

新大綱策定会議（第 19 回）に、これまで原子力発電所とともに歩んできた全国原子力発電所所在市町村協議会を構成する会員市町村から意見が寄せられたので提出します。

高速増殖炉の実用化研究開発に向けた情報について、原子力立地自治体にはもちろん、国民に対しての情報が不足しているものと思われる。

国民の世論は、研究開発に対して必ずしも好ましい意見が多いわけではなく、そのことを踏まえても、国は、必要性についての説明責任があるものと思われるので、情報の提供を今以上にしていきたい。

原子力政策の要である核燃料サイクル政策を堅持し、原子燃料サイクル事業を着実に推進していきたい。

以 上

1. FBR 研究開発のあり方

- ① 「もんじゅ」の研究開発費、FaCT とこれに関連する費用、GIF の共同研究に関する日本の負担分を年次ごとの費用を資料として本策定会議に提出してほしい。
- ② 「もんじゅ」を廃炉にするべき。理由：a) 1995 年のナトリウム漏えい火災事故は極めて単純な設計ミスが事故原因とされ、事故後に「もんじゅ」安全性総点検が行われ設計図書類はすべてチェックされたはずだった。その後、運転再開の前にも点検が行われ安全のお墨付きが与えられた。だが、2010 年 8 月に炉内中継装置の落下事故を起こした。原因は装置の単純な設計ミスと言える。安全性総点検は結果的に機能しておらず、運転再開後の安全は保証されていない。b) 福島原発事故を受けて「もんじゅ」の危険性がいっそう増した。ア) 想定した基準地震動を超える揺れが施設を襲う恐れが高まった。イ) 地震の建屋の真下にある破碎帯が逆断層として動く可能性も出てきた。ウ) 敷地における時刻歴波形を使わず永平寺あたりのものを採用しているが、この波形は東北地方太平洋沖地震のような連動による波形を考慮したものではなく、地震の連動に耐える保証はない。ウ) 施設や機器は 20 年以上前のものであり、老朽化が進んでいると考えられる。
- ③ 実証炉建設や実用炉建設の時期は極めて不透明である。実証炉建設では応分の負担をする電力会社のうち、東京電力が事実上経営破たんしている。損害賠償もままならない東電にこの負担能力はないと考えられる。
- ④ フランスのスーパーフェニックスの運転実績と、その極めて悪い成績の理由を分析して資料として本策定会議に提出してほしい。お金をかければ作れる、では済まされない。まともに動いた実証炉はないのが現実。
- ⑤ 実用炉は世界になく、開発には技術的に非常に大きな壁があると考ええる。ナトリウムが便利な冷却剤としてもナトリウム漏えい火災をまぬがれない。世界のどの FR 施設もナトリウム漏えい火災に見舞われている。過去のナトリウム漏えい事故の事例一覧を資料として本策定会議に提出してほしい。2050 年実用炉導入の目標に根拠はない。それどころか、現在の技術開発の延長上には実用化はないと考えられる。
- ⑥ 以上から、高速増殖炉の実用化に向けた研究開発を中止するべきである。

## 2. 原子力と地域社会との関係について

- ① 福島原発事故では SPEEDI のデータが公開されない等いくつかの情報隠しが行われ、このことが政府への不信をいっそう深める結果となった。セキュリティ情報の制限について理解を求めることの言及はあっても、これ以外の情報の積極的公開・提供についての言及はない。現行の原子力政策大綱には透明性の確保として言及があるが、いざ大変な事態になればなるほど、知りたい情報が隠されるようでは情報公開の体をなしていないと言える。情報の積極的公開・提供について国・事業者へいっそう厳しく求めるように書き込むべき。また、これは双方向コミュニケーションの前提となることでもある。
- ② 国と自治体との関係に限定した書き方のようだが、電気事業者が被害者の救済、被害者への賠償などに積極的に取り組むべきことを明記するべき。
- ③ 健康調査、子どもの被ばく調査に言及しているが、住民への継続的な健康調査の実態は不十分だ。放射能が広域に拡散し、2011 年度の内部被ばくおよび外部被ばくの線量は相当高くなったことが予想される。特に 2011 年 3 月中の内部被ばくは正確には分からず推定することになる。文脈からすれば、避難区域の住民に限定した書き方になっているようだが、30km の避難区域内だけでなく、福島県内あるいはさらに広域の住民に対しても継続的な健康調査を行なうべき。
- ④ 原子力防災対策の抜本的見直しは是非とも必要なことだ。対策の範囲は拡大されるべき（そうなりつつある）。そして、これを実効あるものとするために、該当する自治体と事業者の安全協定は欠かせない。これらの自治体の多くが立地自治体並の安全協定を求めているが、事業者が極めて消極的なのが現実である。国は立地自治体並の安全協定の締結を事業者に積極的に働きかけていくべき。
- ⑤ 国の安全規制活動ならびに事業者の安全確保活動の中に、新知見に基づく規制を既設炉に遡及して適用する（バックフィット）ことを明記するべき。

平成 24 年 5 月 23 日

## サイクルの政策選択肢の評価について

電気事業連合会  
会長 八木 誠

### 1. はじめに

- 福島第一原子力発電所の事故により、福島県の皆さまをはじめ広く社会の皆さまに、大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、電気事業に携わる者として、深くお詫び申し上げます。
- 私ども事業者は、二度とこのような事故を起こさないとの固い決意の下、今回の事故で得られた教訓を活かし、炉心冷却や電源確保の多重化・多様化などの様々な対策に取り組んだ結果、福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波に対しても、十分安全性は確保されると考えております。
- しかしながら、安全性向上への取り組みには終わりはなく、事業者自ら、継続的かつ実効的に、取り組んでいくことが重要であります。したがって、さらなる設備・運用面の改善を実施していくとともに、それを促進するための独立した新たな組織を立ち上げ、安全性を向上して参ります。

### 2. 原子力発電の重要性

- 私ども電気事業者は、安定的かつ低廉な電力の供給を通じて、我が国の産業の振興、経済の発展ならびに国民生活水準の維持向上に貢献することを最大の使命と考えております。
- 我が国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまナリスクに直面しております。このため、化石燃料に過度に依存せず、また、環境への負荷低減にも考慮したエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に、原子力発電を今後とも重要な電源として活用していく必要があると考えております。

### 3. 原子燃料サイクルの重要性

- 世界のエネルギー需要は今後も増加すると予想され、エネルギー資源獲得競争の激化や、さらに将来的にそれら資源が枯渇してくる時代が懸念されます。
- 原子燃料サイクルは、一度その「技術」を手に入れば、有限な「資源」の制約を受けることなく、原子力発電の利用が可能になるという特性をもっており、海外に頼ることなく永続的にエネルギーを確保できるという観点から、極めて重要であると考えております。
- また、再処理は、放射性廃棄物の減容により環境への負荷軽減を図れることから重要であると考えております。
- 再処理は直接処分に比べ、経済性でやや劣るものの、サイクルコストを含めた原子力発電単価は、他の電源と遜色ない水準であることも確認されたと認識しています。
- エネルギー政策は、国を支える基幹政策であり、その中で、サイクル政策も、立地地域と共生しつつ、将来のエネルギー確保という観点から、長期的な視点に立ち一貫性を持って進めることが肝要と考えます。
- 以上のことから、国の政策として、全量再処理政策を、しっかりと位置づけて頂きたいと思っております。

### 4. サイクル政策変更に伴う問題点

#### (1) 再処理/直接処分併存

- 青森県むつ市の使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料を資源として有効利用するという国の政策に基づき、立地地域のご理解を得て受け入れていただいております。したがって、使用済燃料が廃棄物となる可能性があることになれば、施設受入の前提条件に反することとなり、加えて、今後の新たな貯蔵施設建設にも支障が生じる可能性があります。
- プルサーマルについても、将来の政策が不明瞭になったり、使用済MOX燃料の処理・処分の方策が示されないようなこととなれば、立地地域のご理解を得る上での前提条件を欠くこととなります。

- これら立地地域との信頼関係は、長年かけて培ってきたものであり、政策変更により一旦失ってしまうと、取り戻すことはできないものがあります。この政策の検討でも、立地地域との関係を踏まえ、実現性を考慮して進めることが重要であると考えます。

## (2) 全量直接処分

- 政策変更により、使用済燃料が六ヶ所再処理工場から返送されることになれば、いくつかの発電所において、使用済燃料プールの管理容量を超過し、順次、原子力発電所を停止せざるを得なくなります。その代替電源として、化石燃料が用いられることになり、その場合、約 20～30 兆円の莫大な費用が必要になる恐れがあると評価されています。
- さらに、再処理は、我が国の外交努力の成果として、非核保有国のうち、唯一我が国だけに認められた権利であり、これを自ら放棄すれば二度と得られない恐れがあります。また、政策変更により、海外再処理に伴う返還廃棄物の受入が困難となれば、国際問題に発展する恐れもあります。

## (3) 留保

- 「活動継続・留保」の場合、政策を決めずに、六ヶ所再処理工場の稼働状況やプルサーマル計画の見通しを見極めるとあります。しかしながら、政策の空白期間が生じること自体、立地地域のご理解を得る上での前提条件を欠き、六ヶ所再処理工場やプルサーマルが進まなくなるため、このような留保は成立しないと考えます。
- また、「凍結・留保」の場合、使用済燃料が管理容量を超え原子力発電所が停止する可能性や、民間企業である日本原燃の技術力・財務、地元経済への影響、さらには返還廃棄物の受入に関して国際問題となる可能性などを踏まえると、これも成立するものではないと考えます。



## 5. 国際貢献

- 我が国は原子力を今後の成長を支える輸出産業の一つとしていますが、我が国の原子力技術や人材を提供することにより、アジアを中心に増加する原子力施設の安全確保に貢献することが重要であると考えます。さらに、福島第一原子力発電所での事故を通じて得た知見を発信し、世界の原子力発電の安全性向上に資することも重要と考えます。
- また、これまでの我が国の保障措置への厳格な対応や原子力の平和利用に対する揺るがぬ姿勢を堅持することによって、日本の核不拡散に対する信頼を得ることのみならず、世界の核不拡散に貢献していくことも重要であると考えます。

以上